無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年五月十三日

一、墳墓等所在地　沖縄県宜野湾市喜友名一丁目七八二番地

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県宜野湾市喜友名一丁目一九番二号　新城　良得

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第二十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第八九六号　平成元年五月三十一日

㈡　商号　東中国菱重興産株式会社

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　東中国菱重興産株式会社　広島県三原市糸崎三丁目四番一二号　代表取締役　渾川　俊

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　リョーツーリスト　広島県三原市糸崎南一丁目一番一号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十五年四月十日

四、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十五年五月十三日

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　菊間　潤吾

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

職業安定法施行規則第十九条第四項第三号の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社ヒューマンリンク　株式会社ヒューマンリンク名古屋市東区葵一丁目一六番地一一号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十五年五月十三日

名古屋市東区葵一丁目一六番地一一号

株式会社ヒューマンリンク

代表取締役　和田　康則

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成25年5月13日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①株式会社オーシャンコネクト　②第3種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第3－336号　④株式会社オーシャンコネクト　宮城県気仙沼市南郷2番地16　代表取締役　紺野憲一　⑤本社営業所　宮城県気仙沼市南郷2番地16　⑥平成22年11月12日　⑨平成25年3月19日　⑩450万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県気仙沼市南郷2番地16　株式会社オーシャンコネクト　代表取締役　紺野憲一

B　①株式会社鳳和商事（フェニックスツアーズ鳳凰旅行社）　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－5986号　④株式会社鳳和商事　東京都千代田区神田紺屋町38番地　代表取締役　顧磊　⑤フェニックスツアーズ鳳凰旅行社　東京都千代田区神田紺屋町38番地　⑥平成19年12月27日　⑧平成25年4月5日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区神田紺屋町38番地　株式会社鳳和商事　代表取締役　顧磊

B　①有限会社太平トラベル　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－4995号　④有限会社太平トラベル　東京都北区上十条一丁目17番23号大澤様方　取締役　中島栄　⑤本社営業所　東京都北区上十条一丁目17番23号大澤様方　⑥平成13年5月10日　⑧平成25年4月1日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都北区上十条一丁目17番23号大澤様方　有限会社太平トラベル　取締役　中島栄

B　①株式会社時之栖　②第2種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第2－554　④株式会社時之栖　静岡県御殿場市神山719　代表取締役　庄司清和　⑤本社営業所　静岡県御殿場市神山719　⑥平成20年8月25日　⑧平成25年4月1日　⑩1100万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県御殿場市神山719　株式会社時之栖　代表取締役　庄司清和

B　①三矢物産株式会社　②第3種旅行業　③鹿児島県知事登録旅行業第3－193号　④三矢物産株式会社　鹿児島県垂水市上町112番地　代表取締役　水迫宏一　⑤本社営業所　鹿児島県垂水市上町112番地　⑥平成14年7月2日　⑧平成25年4月9日　⑩300万円　⑪鹿児島県知事　⑫鹿児島県垂水市上町112番地　三矢物産株式会社　代表取締役　水迫宏一